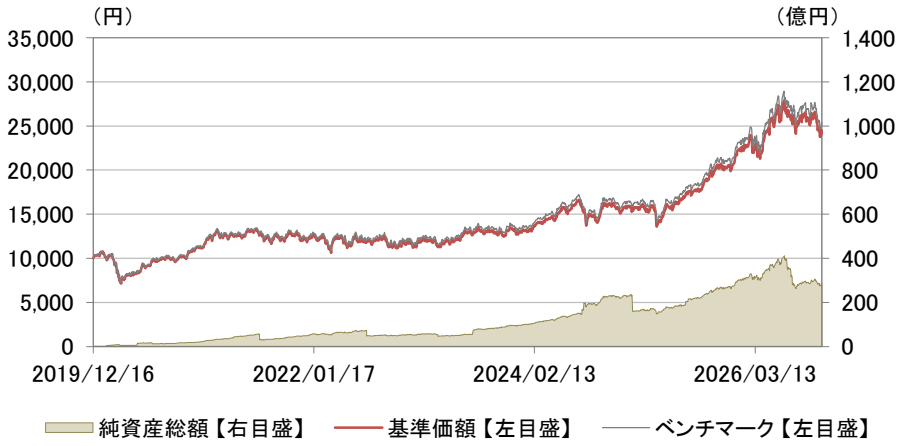
新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

追加型投信／海外／株式／インデックス型

月次レポート

2026年
10月30日現在

■基準価額および純資産総額の推移



・基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
・ベンチマークは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）です。
詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額（1万口当たり）	24,192円
前月末比	−1,563円
純資産総額	281.11億円

■分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第7期	2026/06/25	0円
第6期	2025/06/25	0円
第5期	2024/06/25	0円
第4期	2023/06/26	0円
第3期	2022/06/27	0円
第2期	2021/06/25	0円
設定来累計		0円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■資産構成

	比率
実質外国株式	99.9%
内　現物	98.3%
内　先物	1.6%
コールローン他	0.1%

・REIT、ETFの組み入れがある場合、株式に含めて表示しています。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	−6.1%	0.3%	−2.1%	17.3%	92.9%	141.9%
ベンチマーク	−6.2%	0.4%	−2.2%	17.7%	94.4%	151.5%

・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

■組入上位10ヵ国・地域

	国・地域	比率
1	台湾	28.3%
2	韓国	19.7%
3	インド	11.4%
4	ケイマン諸島	9.8%
5	中国	9.0%
6	ブラジル	3.3%
7	南アフリカ	2.6%
8	サウジアラビア	2.3%
9	メキシコ	1.7%
10	アラブ首長国連邦	1.3%

■組入上位10銘柄

組入銘柄数: 1,108銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	15.6%
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジ・ハードウェア・機器	6.9%
3	SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	5.4%
4	TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン諸島	メディア・娯楽	2.5%
5	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	ケイマン諸島	一般消費財・サービス流通・小売り	1.8%
6	MEDIATEK INC	台湾	半導体・半導体製造装置	1.5%
7	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	韓国	テクノロジ・ハードウェア・機器	0.9%
8	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	0.9%
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	テクノロジ・ハードウェア・機器	0.8%
10	DELTA ELECTRONICS INC	台湾	テクノロジ・ハードウェア・機器	0.8%

■組入上位10業種

	業種	比率
1	半導体・半導体製造装置	25.5%
2	テクノロジ・ハードウェア・機器	15.1%
3	銀行	14.9%
4	素材	5.7%
5	資本財	4.6%
6	メディア・娯楽	3.6%
7	エネルギー	3.6%
8	一般消費財・サービス流通・小売り	3.4%
9	保険	2.6%
10	金融サービス	2.3%

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・業種は、GICS（世界産業分類基準）で分類しています。なお、ETF（上場投資信託）の業種は「－」で表示しています。・国・地域は原則、法人登録地で分類しています。なお、ETF（上場投資信託）は参照インデックスに準じて分類しています。

■本資料で使用している指数について
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■GICS（世界産業分類基準）について
・Global Industry Classification Standard（"GICS"）は、MSCI Inc.とS&P（Standard & Poor's）が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色
特色１　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。

特色２　主として新興国の株式等（DR（預託証書）を含みます。）に投資を行います。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。
※実際の運用は新興国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。
※DR（預託証書）とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

特色３　原則として、為替ヘッジは行いません。

特色４　年1回の決算時（6月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。
・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み
・ファミリーファンド方式により運用を行います。
＜投資対象ファンド＞
新興国株式インデックスマザーファンド

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因
ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	株式等の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	株式等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	株式等を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資リスク

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

申込の受付	ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ購入のお申込みを行うものとします。 ※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。
購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、香港取引所の休業日、香港の銀行の休業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（2019年12月16日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年6月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

追加型投信／海外／株式／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に対して、年率0.1518%（税抜 年率0.138%）以内をかけた額 くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用等（以下「監査・印刷費用等」といいます。）として、日々の純資産総額に対して上限年率0.11%（税抜 上限年率0.10%）をかけた額・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料（監査・印刷費用等を除きます。）については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）、監査・印刷費用等は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社（ファンドの運用の指図等）
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜ホームページアドレス＞ https://www.am.mufg.jp/
＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120－151034
（受付時間 営業日の9:00～17:00）

●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）
三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

2026年10月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称：新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	○

・商号欄に＊の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に（※）の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。